

令和2年1月27日 自治会長会 質疑応答及び結果

- ・自治基本条例について、転入者への説明が行われていないので周知を。配布されたのは字が小さく見づらいので、公民館に貼り出すようなものを配布するなどの検討をされたい。  
⇒5年に一度の見直しを実施。あわせて周知をする。方法については検討する。

- ・(ごみ：電池の回収について) 残った電気が流れ出すのを防ぐため、電池を捨てる際には両極にテープを貼るよう、(勤める)会社に指導をされている。本町の収集においてもすべきだと思う。⇒検討する。

- ・「いきいきサロン」と「こけないからだ講座」の違いは？  
⇒3ヶ月続き、まず体力・筋力測定からはじまり、講座・体操などで筋力をつけ、最後にまた筋力測定、という流れになっている。「いきいきサロン」との連携も可能。  
(すべてを「こけないからだ講座」への振りかえはできない。)参加者の制限はつけていない。

- ・消火栓の使用届、1ヶ月前となっているが、1週間くらい前ではだめか。  
⇒多くの自治会が集中すると調整を行うので、守ってほしい。

=以下、議題以外の内容=

- ・議会中継を見た。居眠りをしている議員がいた。⇒議会に伝え、対応する。
- ・ごみの排出の説明は、依頼すればしてもらえるか。  
⇒職員が出向いて説明する。活用されたい。
- ・海岸清掃で集めたごみを収集するよう、何度も町に依頼をしたが、収集されなかった。困って県に直接苦情を言ったら、すぐに県の職員が収集に来た。町は何をしていたのか。  
⇒町は、県の担当に収集するよう伝えたのみで、確認作業を怠っていた。申し訳ない。
- ・県から「来年度から収集は町が行う」と聞いたが、事実か。⇒聞いていない。
- ・海岸清掃では9号線を渡ること、危険な漂着物を扱うこと、海岸浸食による急斜面といった危険がある。事故があった場合、対応してくれるのか。  
⇒町が補償を行うなどの制度はない。協議し検討する。
- ・自治会内に木が繁茂し、迷惑な空き家がある。どうすればよいか。自治会で伐採してよいか。  
⇒町から所有者に連絡し、指導する。自治会で対応していただけるとうれしいが、立场上、伐採してよいとは言えない。